

青森市社会教育委員公募委員募集要項

1 募集趣旨

本市の社会教育・生涯学習施策に対し、市民視点に立った幅広い意見を反映させるため、第7期青森市社会教育委員（以下、「社会教育委員という。」）の一部を公募します。

2 社会教育委員の職務

社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行います。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- (3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

3 募集人員

2名以内

4 任 期

令和6年11月21日から令和8年11月20日まで

5 会議の開催予定回数及び開催時期

年3回（5月、11月、3月）の定例会議のほか、必要に応じて、臨時会議の開催、研究調査等の実施を予定しています。

6 応募資格

次のすべての要件を満たす方とします。ただし、本市の他の附属機関の委員、国・地方公共団体の常勤職員、議員、政党の役員・職員、その他政治団体の関係者である方を除きます。

(1) 次のいずれかに該当する方であること。

① 学校教育の関係者

〔例〕 学校運営協議会委員など

② 社会教育の関係者

〔例〕 社会教育関係団体（PTA、青少年、子ども会、文化など）のリーダーや活動者など

③ 家庭教育の向上に資する活動を行う方

〔例〕 子育てサークルのリーダー、家庭教育に関する相談や情報提供を行う団体の活動者など

(2) 青森市内に住所を有する方であること。

(3) 令和6年11月21日現在で満18歳以上であること（ただし、高等学校在学中である方を除く）。

(4) 平日の昼間に開催する会議に出席できること。

7 報酬等

会議に出席した場合は、青森市特別職の職員の給与に関する条例の規定により報酬を支給します。(参考：日額8,700円) ※交通費等の支給はありません。

8 応募方法

次の書類各一部を郵送、電子メール又は直接持参のいずれかにより、文化学習活動推進課に提出してください。なお、応募書類に記載された個人情報、当該公募に係る選考のためにのみ利用し、それ以外の目的には利用、提供はしません。

(1) 応募用紙(別紙様式)

(2) 社会教育・生涯学習の推進に向けた私の提案(800字程度、様式自由)

9 募集期間

令和6年8月1日(木)から9月13日(金)までとします。

※ 郵送の場合は、9月13日の消印分まで受け付けます。また、持参の場合の受付時間は、平日の8時30分から17時までとします。

10 選考方法

青森市社会教育委員公募委員選考委員会(以下、「選考委員会」という。)を設置し、提出された書類について、次の点により審査し、社会教育委員として委嘱することが適当であると認められる方(以下、「委員候補者」という。)を選考します。

(1) 社会教育・生涯学習の推進に対する熱意・意欲

(2) 意見や主張の論理性

(3) 提案内容の具体性・実現性

なお、選考に当たっては、必要に応じ、選考委員会による面接を行う場合があります。

また、応募がなかったとき又は選考した委員候補者の数が募集人員に満たなかった場合でも、原則として再募集は行いません。

11 選考結果の通知

選考結果は、選考委員会の開催後速やかに、応募者全員に文書で通知します。

12 注意事項

(1) 応募書類は、返却しません。

(2) 応募に係る費用は、すべて応募者の負担とします。

13 応募・問合せ先

青森市教育委員会事務局 文化学習活動推進課 社会教育チーム

〔住所〕 〒038-0801 青森市新町一丁目3番7号

〔電話〕 017-718-1376 〔FAX〕 017-718-1371

〔e-mail アドレス〕 bunkagakushu@city.aomori.aomori.jp